

I-PEX

第59期 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来場をお控えいただき、書面（郵送）又はインターネット等による議決権の事前行使をお願いいたします。インターネット等による議決権行使につきましては本招集ご通知4頁から5頁の記載内容をご確認ください。

株主総会ご出席株主様へのお土産の配布は取りやめとさせていただきます。

証券コード：6640

I-PEX株式会社

証券コード 6640
2022年3月11日

株 主 各 位

京都市伏見区桃山町根来12番地4
I - P E X 株 式 会 社
代表取締役 社長執行役員 土 山 隆 治

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2022年3月28日（月曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、4頁から5頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月29日（火曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都港区港南1丁目2番70
品川シーズンテラス タワー棟3階 カンファレンス
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第59期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第59期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（非業務執行取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬額改定の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

4. 本定時株主総会ご出席に関する事項

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

5. その他本招集ご通知に関する事項

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.corp.i-pex.com>）に掲載させていただきます。

以上

※新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止のため、ご出席の株主の皆様には株主総会会場内にてマスク着用等をお願いする場合がございます。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://www.corp.i-pex.com>



インターネット等による議決権行使のご案内

行使
期限

2022年3月28日（月曜日）

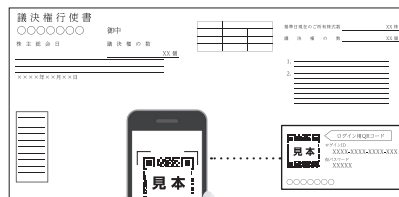
午後5時30分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

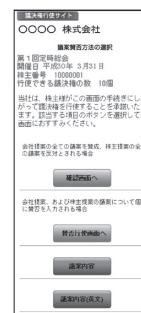
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権行使する場合は、次頁の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。



※操作画面はイメージです。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使として取り扱います。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 新しいパスワードを登録してください。

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

株主様のインターネット環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もございます。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主様向けライブ配信・事前質問方法のご案内

本総会につきましては、ご出席を見合わせていただいた株主様がご自宅でも株主総会の模様をご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信（中継）を実施いたします。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、当日のご来場をお控えいただき、こちらをご利用いただきますようお願い申し上げます。

また、ライブ配信を行うウェブサイトにおいて、事前質問をお受けしておりますので、是非ご利用ください。

※ライブ配信並びに事前質問をご利用いただく場合は、次頁の注意事項を必ずご一読ください。

1. 配信日時

2022年3月29日（火曜日）午前10時より

2. アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/i-pex-59>



<必要事項> 株主番号、郵便番号

① 上記のURLを入力いただくか、右上のQRコードを読み取り、ライブ配信ページにアクセスしてください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

② 接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」及び「郵便番号」を、画面表示に従って入力しログインしてください。

※議決権行使書を投函する前に、「株主番号」及び「郵便番号」を、必ずお手元にお控えください。

※ご不明点に関しては、以下URLより株主様向けFAQをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

※当日のログイン方法や操作方法についてご不明の場合は、以下問合せ窓口までお問い合わせください。

なお、株主総会の議案に対するご質問や、その他株主総会の内容に関するご意見及びご質問にはお答えできません。予めご了承ください。

【バーチャル株主総会Sharely問合せ窓口】

電話番号：03-6416-5286

受付時間：2022年3月29日（火曜日）午前9時から株主総会終了時まで

3. 事前質問方法

「2. アクセス方法」に従ってログインしていただき、動画配信画面の右下にある「質問する」ボタンをクリックし、質問フォームより報告事項及び決議事項に関するご質問内容を入力し、ご送信ください。

【事前質問受付期間】

2022年3月11日（金曜日）午前9時から2022年3月25日（金曜日）午後5時30分まで

※受付期間終了後にお送りされたご質問にはお答えできかねます。

※株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合があります。

注意事項

- 当日のライブ配信により、株主総会の模様をご視聴できますが、会社法上、株主総会へのご出席とは認められず、ご質問及び決議にご参加いただくことができない旨を予めご了承のうえ、ご視聴いただきますようお願い申し上げます。
- 株主の皆様におかれましては、インターネットによる事前質問、議決権の行使につきましては書面（郵送）またはインターネット等による事前行使をお願いいたします。議決権行使は、株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年3月28日（月曜日）午後5時30分までに行使いただきますようお願い申し上げます。
- 事前質問フォームから動議の提出はできません。動議を提出する可能性がある株主様は、本総会会場へ直接ご出席ください。
- 当日は安定した配信に努めてまいりますが、通信環境の状況により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時的な中断などの通信障害並びに配信のタイムラグが発生する可能性がございます。当社はこれら通信障害によってオンライン参加のご視聴者様が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますのでご了承ください。
- オンライン株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。予めご了承ください。
- ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- 当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ずにご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。
- その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

(添付書類)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度において世界経済は、欧米等の先進国経済の持ち直しが続く等、総じて緩やかな回復基調にあります。一方で、新型コロナウイルス感染症の再拡大や世界的な半導体不足による自動車の減産、中国経済の減速懸念等により、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

わが国でも、一部の業種で回復の傾向が見られましたが、世界経済同様、新型コロナウイルス感染症の再拡大や半導体不足の影響により、経済活動が制約を受ける等、全体的な回復には至りませんでした。

そのような状況下において、当連結会計年度の売上高は66,871百万円（前年同期比22.6%増）、営業利益6,877百万円（前年同期比136.2%増）、経常利益7,704百万円（前年同期比188.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益5,921百万円（前年同期比414.3%増）となりました。

なお、セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

[セグメント別状況]

(電気・電子部品事業)

電気・電子部品事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、リモートワークやオンライン会議等が急速に普及したことを背景に、パソコン向けコネクタが全体をけん引し、売上高が増加しました。製品別では、細線同軸コネクタや基板対基板コネクタがパソコン需要の拡大を受け、年間を通じて好調を維持しました。アンテナ用超小型RF同軸コネクタは、パソコン向けが堅調に推移したことに加え、巣ごもり需要等にも支えられ、モバイルルーター等のネットワーク機器向けが伸長しました。HDD関連部品は、クラウドサービスの普及に伴い、データ通信の高速・大容量化が進展する中、データセンター向け大容量HDDの部品需要が好調に推移しました。

その結果、当事業の当連結会計年度の売上高は41,469百万円（前年同期比22.4%増）となり、営業利益は7,829百万円（前年同期比31.2%増）となりました。

(自動車部品事業)

自動車部品事業は、年後半にかけて、半導体不足や新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴うサプライチェーンの混乱等により、自動車メーカーが減産に転じた影響を一部受けたものの、旺盛な自動車需要に支えられ、車載用センサやLEDヘッドライトに使用されるコネクタ等の自動車部品は概ね堅調に推移しました。

その結果、当事業の当連結会計年度の売上高は21,524百万円（前年同期比16.4%増）となり、営業利益は1,683百万円（前年同期比590.6%増）となりました。

(設備事業)

設備事業は、深刻な半導体不足の解消に目途が立たない中、半導体メーカーが増産のための設備投資を積極的に行ったことから、半導体製造装置の需要が高止まりし、半導体樹脂封止装置や金型、薄型半導体の製造に使用される自動テープ貼付機の受注が増加しました。

その結果、当事業の当連結会計年度の売上高は3,877百万円（前年同期比80.4%増）となり、営業利益は494百万円（前年同期比428.2%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、新技術の開発強化及び取引先の要望に対応するため、金型及び機械を中心に10,697百万円を投資しました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として4,800百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

今後の世界経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種や治療薬の開発が進むことで、回復が期待できる一方、新たな変異株の流行により、正常化には暫く時間を要するものと思われます。

わが国経済も、新型コロナウイルス感染症の動向、原油価格高騰、半導体をはじめとする原材料不足、海上輸送運賃の高騰、円安等の影響で、先行きは不透明な状況で推移するものと思われます。

このような状況の下、当社グループの電気・電子部品事業は、ミリ波を利用する5G環境整備の遅れ、半導体不足や新型コロナウイルスの変異型感染症の再拡大に伴うサプライチェーンの混乱等による生産活動状況に注視が必要な状況が続きますが、ニューノーマルな働き方が更に拡大することにより、パソコン市場等は底堅く推移するものと考えられることから、当社の強みである高周波・高速伝送技術を深耕し、優れたシグナル・インテグリティ・ソリューションを提供してまいります。今後、更なる収益基盤の強化を実現すべく、次世代のデジタル通信技術を支える電気・光伝送路に用いられるコネクタの開発・拡販に注力し、データセンターや基地局をはじめとするエンタープライズ市場等、新たな事業領域への展開を促進することで、中長期的な成長を実現させてまいります。HDD関連部品は、データセンター向けの需要が高まる中、記憶容量を高める技術が進展していることを受けて、それらに使用される難易度の高い精密機構部品の開発を進め、HDD市場におけるプレゼンスを高めてまいります。

自動車部品事業は、半導体不足の継続や新型コロナウイルスの変異型感染症の再拡大により、先行き不透明な状況が予想されますが、自動車メーカーの生産活動が徐々に回復していくものと思われることから、車載用センサやコネクタ等をはじめとする自動車部品の受注拡大に向けた取り組みを推進してまいります。今後、自動車産業を取り巻く環境は、電動化やコネクテッド化、先進運転支援システム（ADAS）の進化等、大きく変化していくものと思われます。そのような中、当社は電子制御系のモジュール部品や車載用の高速伝送向けコネクタ、バッテリー制御システム等の研究開発に注力し、快適で安全なモビリティ社会の実現に貢献してまいります。

設備事業は、新型コロナウイルス禍で社会のデジタル化が進展し、通信や情報端末、自動車等の半導体需要が伸びると予想されることから、市場ニーズを先取りした技術・品質・サービスを提供することで新たな需要の取り込みを進めてまいります。特に、脱炭素や省電力化への対応が求められる中、電力の制御や変換等に使用されるパワー半導体の市場拡大が見込まれることから、車載向けを中心に差別化した技術やカスタマイズ提案等を通じて受注獲得に努めてまいります。併せて、当社グループの要素技術を活用することにより、半導体以外の製造装置の開発・拡販に向けた取り組みを推進してまいります。

また、グループ全体の取り組みとして、「I-PEX Vision 2030」を策定し、イノベーションによる快適・安全なデジタル社会への貢献を通じて、当社グループの目指す姿である「ものづくりソリューションエキスパート」として更なる成長を実現させてまいります。併せて、今後の当社事業を通して、気候変動をはじめとする様々な社会的課題を解決すべく、積極的な活動を展開してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 56 期 2018年12月期	第 57 期 2019年12月期	第 58 期 2020年12月期	第 59 期 2021年12月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	52,674	54,019	54,531	66,871
経常利益 (百万円)	660	1,382	2,672	7,704
親会社株主に帰属する当期 純利益 (△純損失) (百万円)	△1,882	925	1,151	5,921
1株当たり当期純利益(△純損失)(円)	△112.58	54.83	61.50	316.82
総資産 (百万円)	66,820	80,421	81,908	91,690
純資産 (百万円)	43,845	49,795	49,515	56,775
1株当たり純資産 (円)	2,617.79	2,656.10	2,641.63	3,060.94

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 1株当たり当期純利益(△純損失)は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
- 第57期における純資産額の大幅な変動は、2019年12月に実施した公募増資によるものであります。
- 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第57期の期首から適用しており、第56期に係る数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、電気・電子部品事業、自動車部品事業及び設備事業の3事業を行っております。

各事業の主要製品は、次のとおりであります。

事業名	主要製品
電気・電子部品事業	コネクタ及び同関連部品(細線同軸コネクタ、超小型RF同軸コネクタ等) エレクトロニクス機構部品(ハードディスクドライブ用機構部品等)
自動車部品事業	車載用センサ・コネクタ、自動車関連部品等
設備事業	半導体樹脂封止装置等

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
I-PEX SINGAPORE PTE LTD	3,300千S\$	100	電子部品等の製造及び販売
爱沛精密模塑(上海)有限公司	64,820千元	100	電子部品等の製造及び販売

(8) 主要な営業所及び工場

当社	営業所	本社(京都市伏見区) 東京支社(東京都港区) 東京事業所(東京都町田市) 福岡事業所(福岡県小郡市) I-PEXキャンパス(福岡県小郡市)
	工場	京都工場(京都市伏見区) 小郡工場(福岡県小郡市) 大野城工場(福岡県大野城市) 大刀洗工場(福岡県朝倉郡筑前町) 山梨工場(山梨県山梨市)
子会社	工場	I-PEX島根株式会社 松江工場(島根県松江市) I-PEX SINGAPORE PTE LTD イシュン工場(シンガポール) ウッドランド工場(シンガポール) 爱沛精密模塑(上海)有限公司 上海第一・第二工場(中国 上海) 爱沛精密模塑(東莞)有限公司 東莞工場(中国 東莞) IPEX GLOBAL MANUFACTURING (M) SDN. BHD. ジョホールバル工場(マレーシア ジョホールバル) I-PEX PHILIPPINES INC. ラグナ工場(フィリピン ラグナ) I-PEX (THAILAND) CO.,LTD. タイ工場(タイ チョンブリ) PT IPEX INDONESIA INC ピンタン工場(インドネシア リアウ) I-PEX VIET NAM CO.,LTD. ベトナム工場(ベトナム ビンズオン) I-PEX USA MANUFACTURING INC. アラバマ工場(アメリカ アラバマ)

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数（名）	前連結会計年度末比増減
5,667 (424)	176名減

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者（派遣社員）の年間平均雇用人数を（ ）で外数により記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前事業年度末比増減	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
1,972 (53)	36名減	38.0	13.6

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者（派遣社員）の年間平均雇用人数を（ ）で外数により記載しております。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社京都銀行	6,191
株式会社三菱UFJ銀行	6,158
株式会社三井住友銀行	2,137
株式会社みずほ銀行	2,057
株式会社山陰合同銀行	190

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 35,000,000株
 (注) 2021年3月30日開催の第58期定時株主総会の決議に基づく定款の一部変更により、2021年3月30日付で、発行可能株式総数を20,000,000株から35,000,000株に変更しております。
- (2) 発行済株式の総数 18,722,800株
- (3) 株主数 7,927名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 デ ィ ー ・ エ ム ・ シ ー	6,821,400	36.83
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	1,648,100	8.90
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,566,000	8.45
I - P E X 従 業 員 持 株 会	568,380	3.07
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 9)	474,300	2.56
小 西 大 樹	300,000	1.62
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	221,700	1.20
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	173,900	0.94
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	149,900	0.81
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	136,750	0.74

- (注) 1. 当社は、自己株式を199,866株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式（199,866株）を控除して計算しております。
3. 2022年1月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、アセットマネジメントOne株式会社が2021年12月31日現在で1,167,000株を保有している旨が記載されているものの、当社として2021年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2021年12月31日現在）

① 2021年12月31日現在における取締役は、以下のとおりです。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	土 山 隆 治	爱沛精密模塑（上海）有限公司董事長
常務取締役	緒 方 健 治	技術開発統括部長
常務取締役	原 田 隆	MFGソリューション事業部長
常務取締役	原 昭 彦	電子部品事業部長
取 締 役	小 西 玲 仁	経営企画室長
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	橋 口 純 一	株式会社ツバキ・ナカシマ社外取締役
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	庭 野 修 次	
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	若 杉 洋 一	弁護士（弁護士法人大江橋法律事務所 社員弁護士）

- (注) 1. 2021年3月30日開催の第58期定時株主総会終結の時をもって、常務取締役田籠 康利氏及び取締役（監査等委員）中田 均氏は任期満了により退任いたしました。
2. 取締役（監査等委員）橋口 純一氏、庭野 修次氏及び若杉 洋一氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）橋口 純一氏は、長年にわたる企業経営者として培われた豊富な経験と高い見識を有しており、取締役（監査等委員）庭野 修次氏は、他社で培った企業会計に関する豊富な経験と高い見識を有しており、取締役（監査等委員）若杉 洋一氏は、弁護士の資格を有しており、法務及びコンプライアンスに関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、内部監査室を設置しており、同室が内部監査対応を専属で担当することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断されるため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 2021年3月30日開催の第58期定時株主総会において、小西 玲仁氏は新たに取締役に選任され、若杉 洋一氏は新たに取締役（監査等委員）に選任され、それぞれ就任いたしました。
6. 2022年1月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。
- ・原田 隆氏は、MFGソリューション事業部長から生産革新プロジェクト担当に就任いたしました。
 - ・小西 玲仁氏は、経営企画室長から経営企画統括部長に就任いたしました。
7. 当社は、取締役（監査等委員）橋口 純一氏、庭野 修次氏及び若杉 洋一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- ② 2021年12月23日開催の取締役会決議に基づき、2022年1月1日付で、コーポレートガバナンスのより一層の強化を目指し、執行役員の業務執行責任をさらに明確化するため、役員の役職名称変更、異動及び担当変更を行いました。2022年1月1日現在の会社役員の状況は、以下のとおりです。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	土 山 隆 治	愛沛精密模塑（上海）有限公司董事長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	緒 方 健 治	技術開発統括部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	原 田 隆	生産革新プロジェクト担当
取 締 役 常 務 執 行 役 員	原 昭 彦	電子部品事業部長
取 締 役 執 行 役 員	小 西 玲 仁	経営企画統括部長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	橋 口 純 一	株式会社ツバキ・ナカシマ社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	庭 野 修 次	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	若 杉 洋 一	弁護士（弁護士法人大江橋法律事務所 社員弁護士）

(2) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本項において同様。）の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定めており、その内容は以下のとおりです。

(ア) 基本方針

当社は、取締役の報酬等をさらなる企業価値向上を実現する上での経営上の重要課題と位置付けており、短期的な視点だけでなく中長期的な視点から業績の向上と企業価値向上に資する報酬制度とすることを基本方針としています。

そのため取締役の報酬等は、「月額報酬」以外に、単年度業績に対する達成度に連動する「業績連動賞与」及び中期経営計画の業績目標の達成度に連動する「業績連動型株式報酬」を組み合わせて構成しており、これにより有能な人材の確保及び業績向上へのインセンティブを実現することで、更なる企業価値向上に資することを目指しております。

(イ) 月額報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

月額報酬は役位別に監督と業務執行の職責に基づいて支給する金額が設定され、毎月決められた日に金銭で支給されます。

(ウ) 業績連動賞与（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

業績連動賞与は、当社取締役会においてあらかじめ設定された単年度の当社業績の数値目標（連結売上高と親会社株主に帰属する当期純利益）に対する達成率から対象取締役全員に対する賞与原資額を決定し、その原資額の範囲内で全社の業績指標と各対象取締役の企業価値向上への貢献度から個人の賞与額を決定する制度です。

賞与原資額は、数値目標達成率によって0%～170%の範囲で変動し、支給される場合は、当該事業年度に係る定時株主総会の日から2か月以内に支給されます。

(工) 中期業績連動型株式報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

中期業績連動型株式報酬は、対象中期経営計画期間中の当社業績目標（連結営業利益、連結ROE等）を達成した場合に、当社普通株式（非金銭報酬）の交付と納税資金確保のための金銭を支給する制度で、数値目標達成率によって0%～200%の範囲で変動します。

交付される普通株式数や金銭の額を算出するための業績目標数値や計算方式、指標等は、対象期間開始後3か月以内に行われる取締役会において決定され、それに基づいて対象期間終了後に数値目標の達成率に応じて交付する普通株式数や金銭の額が算出されます。

その結果、中期業績連動型株式報酬が支給される場合は、業績評価対象期間の最終事業年度に係る定時株主総会終了後に取締役会で金銭報酬債権を決定、及び株式交付に係る決議を経た上で、当該株主総会の日から2か月以内に当社株式の交付（現物出資のための金銭報酬債権の交付と当社普通株式の発行又は処分）及び金銭の支給を行います。

(オ) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(カ) 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会は、代表取締役に対し、各取締役の月額報酬の額及び業績連動賞与の個人評価の決定を委任しております。また、代表取締役が委任を受けた権限を適切に行使されるようにするための措置として、取締役の個人別の報酬等の決定が客観性、透明性をもった手続により行われ、かつ、その内容が当社の定める方針に沿っていることを指名・報酬委員会において確認する体制としております。

(キ) 上記のほか報酬等の決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等は、取締役が担う監督と業務執行の職責に応じて、役位別に設定することとしており、他社水準や当社の業績目標の達成度等を勘案のうえ、取締役会が指名・報酬委員会へ諮問し、その答申をもとに決定します。

なお、報酬制度全体の内容や報酬額の水準は、中期経営計画に連動した期間ごとに見直すこととしており、指名・報酬委員会への諮問、答申を経て、最終的に代表取締役が各取締役の月額報酬の額及び業績連動賞与の個人評価を決定しております。

また、監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役間の協議により決定することとしております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員 の員数 (名)
		月額報酬	業 績 連 動 等 報 酬		非 金 銭 報 酬 等	
			賞 与	業 績 連 動 型 株 式 報 酬		
取締役 (監査等委員を除く) (内、社外取締役)	216 (-)	143 (-)	28 (-)	44 (-)	- (-)	6 (-)
取締役 (監査等委員) (内、社外取締役)	21 (21)	21 (21)	- (-)	- (-)	- (-)	4 (4)
合計 (内、社外取締役)	237 (21)	165 (21)	28 (-)	44 (-)	- (-)	10 (4)

(注) 1. 上記には、2021年3月30日開催の第58期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

2. 取締役 (監査等委員を除く) に対する業績連動報酬等である業績連動型株式報酬 (パフォーマンス・シェア・ユニット) の額は、当事業年度における費用計上額です。
3. 上記の報酬等のうち、業績連動型株式報酬は業績連動報酬等および非金銭報酬等の双方に該当しますが、業績連動報酬等として表示しております。
4. 業績連動報酬等である業績連動賞与の算定の基礎として選定した主な業績指標は、連結売上高及び親会社に帰属する当期純利益であります。当該指標を選定した理由は、事業成長の経営成果と配当に係わる株主視点からであり、これにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上及び取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を図ることを目的としております。当該報酬額は、「(2)取締役の報酬等① (ウ) 業績連動賞与 (金銭報酬) の個人別の報酬等の額の決定に関する方針」に従って算定しております。なお、当連結会計年度の連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益の実績は、P 30. 連結損益計算書に記載のとおりです。

また、業績連動報酬等である業績連動型株式報酬 (パフォーマンス・シェア・ユニット) の算定の基礎として選定した主な業績指標は、連結営業利益及び連結ROE実績の対象期間3年間の平均であります。当該指標を選定した理由は、事業活動成果と資本効率のバランスの観点からであり、これにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上及び取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を図ることを目的としております。当該報酬額は、「(2)取締役の報酬等① (ウ) 業績連動賞与 (金銭報酬) の個人別の報酬等の額の決定に関する方針」に従って算定しております。なお、指標の実績は以下のとおりです。

【業績連動型株式報酬】

業績指標	実績	実績の算出方法
連結営業利益	3,764百万円	2019年、2020年、2021年度実績の平均値
連結ROE	5.15%	2019年、2020年、2021年度実績の平均値

(4) 取締役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

① 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等にかかる株主総会決議

- a 2017年3月30日開催の第54期定時株主総会の決議により、取締役の金銭報酬の額は年額350百万円以内、当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち、社外取締役3名）と定められ、また2019年3月27日開催の第56期定時株主総会の決議により、業績連動賞与を導入し、月額報酬及び業績連動賞与の合計で上記の年額以内と定められています。なお、2019年3月27日開催の第56期定時株主総会の終結時点の対象取締役の員数は7名（うち社外取締役0名）であります。
- b 2019年3月27日開催の第56期定時株主総会の決議により、業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）を導入しており、当社普通株式を交付するための金銭報酬債権及び納税資金確保のための金銭は、各中期経営計画の対象期間である3事業年度（以下「対象期間」といいます。）の総額で、当社普通株式70,400株に交付時時価（各対象期間終了後における、本制度に基づく当社普通株式の交付に係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近日の終値））を乗じた額以内とし、また対象取締役に交付する当社の普通株式の総数は対象期間において35,200株以内（ただし、当社普通株式が株式分割、株式併合、株式無償割当等によって増減した場合、対象取締役全員に支給する金銭報酬債権と金銭の額の総額及び対象取締役全員に交付する当社普通株式の総数は、その比率に応じて調整する。）と定められています。なお、当該株主総会の終結時点の対象取締役の員数は7名（うち社外取締役0名）であります。

- ② 監査等委員である取締役の報酬等は、2017年3月30日開催の第54期定時株主総会の決議により、年額45百万円以内と定められています。なお、当該株主総会の終結時点の対象取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）であります。

(5) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役土山隆治氏に対し、各取締役の月額報酬の額及び業績連動賞与の個人評価の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の職責や職務状況の評価を行うには代表取締役が適切であると判断しているからです。また、代表取締役が委任を受けた権限を適切に行使されるようにするための措置として、取締役の個人別の報酬等の決定が客観性、透明性をもった手続により行われ、かつ、その内容が当社の定める方針に沿っていることを指名・報酬委員会において確認する体制としております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- a 社外取締役（監査等委員）橋口 純一氏は、株式会社ツバキ・ナカシマの社外取締役であります。株式会社ツバキ・ナカシマと当社との間には特別な関係はありません。
- b 社外取締役（監査等委員）若杉 洋一氏は、当社が顧問契約を締結している弁護士法人大江橋法律事務所の社員弁護士であり、当社は同事務所の他の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイス等を受けておりますが、取引額は僅少であり、当社の定める独立性基準を満たしているため、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	橋 口 純 一	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、また監査等委員会18回全てに出席しております。 経営者として及びグローバル企業での豊富な経験に基づき、取締役会及び監査等委員会等で発言を行っております。 当社は、橋口純一氏に対し、グローバル企業で培った豊富な経験と深い見識を当社の経営に活かすことを期待しており、同氏は、経営の重要事項の決定および業務遂行の監督等の適切な役割を果たしております。また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会9回に出席し、客観的・中立的立場で意見等を適宜述べ、当社の役員選定に向けた監督並びに取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額等の決定に関与しております。

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	庭 野 修 次	<p>当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、また監査等委員会18回全てに出席しております。</p> <p>過去の会社役員等の経験から会社経営全般に精通しており、取締役会及び監査等委員会等で発言を行っております。</p> <p>当社は、庭野修次氏に対し、会社役員としての豊富な経験と深い見識を当社の経営に活かすことを期待しており、同氏は、経営の重要事項の決定および業務遂行の監督等の適切な役割を果たしております。また同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会9回に出席し、客観的・中立的立場で意見等を適宜述べ、当社の役員選定に向けた監督並びに取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額等の決定に関与しております。</p>
取 締 役 (監査等委員)	若 杉 洋 一	<p>2021年3月30日就任以降に開催された取締役会11回全てに出席し、また監査等委員会13回全てに出席しております。</p> <p>主に弁護士としての専門的見地から法務及びコンプライアンスに関する事項について、取締役会及び監査等委員会等で発言を行っております。</p> <p>当社は、若杉洋一氏に対し、客観的な視点と高度の専門性をもった知見を当社の経営に一層反映できるものと期待しており、同氏は、経営の重要事項の決定および業務遂行の監督等の適切な役割を果たしております。また同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会6回に出席し、客観的・中立的立場で意見等を適宜述べ、当社の役員選定に向けた監督並びに取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額等の決定に関与しております。</p>

4. 株式会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意による犯罪行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	53百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社であるI-PEX SINGAPORE PTE LTD及び愛沛精密模塑（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の会計事務所の法定監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、「収益認識に関する会計基準」の適用に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基礎として「I-PEXグループ役職員行動規範」を策定し、役職員への浸透を図る。
- ② 取締役から統括責任者を選任し、取締役その他必要な人員で構成する内部統制・コンプライアンス委員会と委員長直属の事務局を設置する。
- ③ 内部統制・コンプライアンス委員会には、各部門に対する指導権限を与える。
- ④ 各部門にコンプライアンス実務担当者を配置する。
- ⑤ 取締役、内部統制・コンプライアンス委員会が法律違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、監査等委員会に報告しなければならない。
- ⑥ 業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、各部門の業務プロセスを監査し、不正の発見、防止とプロセスの改善に努める。
- ⑦ 内部の相談、通報窓口としてヘルプラインを設置し、社内におけるコンプライアンスに関する重要な事項がある場合は監査等委員会に報告する。
また、その際の通報者には不利な取扱いをしない。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎として、「危機管理社内マニュアル」を策定し、各部門に浸透を図る。
- ② リスク管理全体を総務統括部が統括し、当社の業務執行にとってのリスクを認識した上で、その監視及び対応を行う。
- ③ 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合は、社長を対策本部長とし必要な人員で組織する「危機対策本部」を設置し、危機対応の措置をとる。
- ④ 新たに生じたリスクへの対応のために必要がある場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として取締役会を毎月1回開催する。また、必要に応じて適宜開催するものとする。
 - ② 取締役会では、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の確認等を行うものとする。
 - ③ 取締役会とは別に経営会議を開催し、事業運営についての様々なテーマについて、議論を行う場を確保する。
- (4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、適切かつ確実に保存、管理することとし、必要に応じ閲覧可能な状態を維持することとする。
 - ② 取締役の職務の執行に係る情報、文書等は法令によって決められたものの他、会社にて重要と認められるものを選定する。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、グループ会社をグループ会社管理規程に基づき管理を行う。
 - ② 各事業部に配置するコンプライアンス実務担当者は、事業部に属するグループ会社を含め担当する。
 - ③ 内部統制・コンプライアンス委員会は、グループ会社全体のコンプライアンスを統括、推進する体制とする。
 - ④ 内部監査室による監査は、グループ会社も対象とし、定期的を実施する。
 - ⑤ 実務担当者、取締役、内部統制・コンプライアンス委員会及び内部監査室がグループ会社において法律違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、監査等委員会に報告しなければならない。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき者が必要な場合は、監査等委員会スタッフを置くことができる。
 - ② 監査等委員会の職務の補助を担当する使用人は、監査等委員会からの要請、指示された事項を最優先に行うものとするとともに、当該使用人の異動等人事については監査等委員会の同意を要するものとし、独立性を確保する。

(7) 監査等委員会への報告体制とその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令に違反する事実、当社グループに著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を速やかに監査等委員会に報告をしなければならない。
- ② 監査等委員会は、いつでも必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し報告を求めることができる。その場合は、当該取締役及び使用人は、速やかに報告をしなければならない。
- ③ 監査等委員会は、経営会議や内部統制・コンプライアンス委員会会議等に出席することができる他、稟議書等の業務執行に関する重要文書を閲覧することができる。
- ④ 監査等委員会は、内部監査室の実施する監査計画の確認や修正を求めることができる。また、内部監査の結果は適宜報告を受け、必要があると認められるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- ⑤ 監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに情報の交換を行うなどの連携を図っていく。

(8) 上記(7)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当該費用が監査等委員会の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、これに応じるものとする。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス

当社の「I-PEXグループ役員行動規範（抜粋）」及び「コンプライアンス連絡規程（抜粋）」等を記載したCSRハンドブックを社内イントラネットに掲示のうえ取締役及び使用人に周知し、またCSR勉強会を適宜開催するなどコンプライアンス意識の向上に努めております。

内部監査室が独立した立場から当社グループのコンプライアンス監査を行い、コンプライアンス上の問題の有無について内部監査報告会で報告しております。

当社ウェブサイトに通報窓口を設け、不正行為等の早期発見に努めております。

② リスク管理

「危機管理社内マニュアル」に基づき、各部署の課長代理以上の責任者からなる危機管理対策要員を通して、具体的な事前の抑止活動及び使用人の教育訓練を実施しております。

③ 取締役の職務執行

取締役会を14回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の確認等を行いました。

④ 監査等委員会の監査

監査等委員会を18回開催し、監査方針等の協議決定及び監査結果報告を行いました。監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席し適宜意見を述べた他、内部監査室や会計監査人と相互連携し、監査の実効性確保に努めました。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	41,139	流 動 負 債	20,629
現金及び預金	13,820	支払手形及び買掛金	2,990
受取手形及び売掛金	14,910	短期借入金	9,924
製 品	4,034	リ ー ス 債 務	448
仕 掛 品	4,738	未 払 金	4,208
原材料及び貯蔵品	2,283	未 払 法 人 税 等	652
そ の 他	1,353	賞 与 引 当 金	852
貸 倒 引 当 金	△1	そ の 他	1,551
固 定 資 産	50,550	固 定 負 債	14,284
有 形 固 定 資 産	47,023	長期借入金	6,811
建物及び構築物	14,168	リ ー ス 債 務	1,865
機械装置及び運搬具	16,657	長期未払金	3,908
工具、器具及び備品	2,394	繰延税金負債	1,320
土 地	5,840	退職給付に係る負債	151
建設仮勘定	7,962	そ の 他	227
無 形 固 定 資 産	575	負 債 合 計	34,914
そ の 他	575	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	2,951	株 主 資 本	54,347
投資有価証券	1,751	資 本 金	10,968
繰延税金資産	15	資 本 剰 余 金	10,513
退職給付に係る資産	705	利 益 剰 余 金	33,287
そ の 他	499	自 己 株 式	△422
貸 倒 引 当 金	△21	その他の包括利益累計額	2,349
資 産 合 計	91,690	その他有価証券評価差額金	6
		為 替 換 算 調 整 勘 定	1,422
		退職給付に係る調整累計額	921
		非 支 配 株 主 持 分	77
		純 資 産 合 計	56,775
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	91,690

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	66,871
売 上 原 価	44,315
売 上 総 利 益	22,555
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	15,678
営 業 利 益	6,877
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	17
為 替 差 益	920
助 成 金 収 入	136
そ の 他	111
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	234
訴 訟 関 連 費 用	66
そ の 他	56
経 常 利 益	7,704
特 別 損 失	
減 損 損 失	412
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	7,292
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,033
法 人 税 等 調 整 額	317
当 期 純 利 益	5,941
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	19
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	5,921

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	10,968	10,513	28,020	△0	49,502
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動					
剰 余 金 の 配 当			△655		△655
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,921		5,921
自己株式の取得				△421	△421
株主資本以外の項目の 連結会計 年度中の変動額(純額)					-
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	5,266	△421	4,845
当 期 末 残 高	10,968	10,513	33,287	△422	54,347

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る調 整 累 計 額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	13	△624	566	△44	58	49,515
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動						
剰 余 金 の 配 当				-		△655
親会社株主に帰属する 当期純利益				-		5,921
自己株式の取得				-		△421
株主資本以外の項目の 連結会計 年度中の変動額(純額)	△6	2,046	355	2,394	19	2,414
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△6	2,046	355	2,394	19	7,259
当 期 末 残 高	6	1,422	921	2,349	77	56,775

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	20社
連結子会社の名称	I-PEX SINGAPORE PTE LTD MDI SDN. BHD. I-PEX PHILIPPINES INC. 5S PROPERTIES, INC. 爱沛精密模塑（上海）有限公司 I-PEX USA COMPONENTS INC. I-PEX (THAILAND) CO.,LTD. I-PEX USA MANUFACTURING INC. PT IPEX INDONESIA INC（注） I-PEX (SHANGHAI) CO.,LTD. I-PEX ELECTRONICS (H.K.) LTD. I-PEX USA LLC DJプレジジョン株式会社 爱沛精密模塑（東莞）有限公司 I-PEX VIET NAM CO.,LTD. I-PEX島根株式会社 I-PEX EUROPE SARL I-PEX KOREA CO.,LTD. IPEX GLOBAL MANUFACTURING (M) SDN. BHD. アイパックスグローバルオペレーションズ株式会社

子会社はすべて連結されております。

（注）当連結会計年度において、会社名を下記のとおり変更しております。

変更前名称	変更後名称
PT.PERTAMA PRECISION BINTAN	PT IPEX INDONESIA INC

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

記載すべき主要な非連結子会社及び関連会社はありません。

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

(a) 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(b) 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

A. 製品及び仕掛品

(a) 量産品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(b) 金型・自動機及び半導体設備

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

B. 原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

C. 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、海外連結子会社は定額法を採用しております。(ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。)なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置及び運搬具 5年～10年

工具、器具及び備品 2年～8年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

当社及び連結子会社はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び連結子会社は債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び

過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、海外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(7) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(8) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2021年8月12日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

5. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

6. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

7. 会計上の見積りに関する注記

電気・電子部品事業における固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

（単位：百万円）

	当連結会計年度
建設仮勘定（注1）	293
減損損失（注2）	142

（注1）当連結会計年度の連結貸借対照表において建設仮勘定7,962百万円を計上しており、このうち293百万円は、当社の電気・電子部品事業における製作中の生産設備（以下、製作中設備という。）です。

（注2）当連結会計年度の連結損益計算書において減損損失412百万円を計上しており、このうち142百万円は、当社の電気・電子部品事業における製作中設備に係る減損損失です。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社の電気・電子部品事業においては、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、事業用資産については独立した会計単位である事業単位で、遊休資産については個別物件単位で、資産のグルーピングを行っております。

固定資産のうち減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社の電気・電子部品事業においては、減損損失の認識の判定及び使用価値の算定の際に用いられる将来キャッシュ・フローは、経営環境などの外部要因を考慮した将来の製品受注の実現可能性、他製品の生産設備への転用可能性等に基づく合理的な仮定を以て算定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社の電気・電子部品事業においては、将来の経営環境やこれに基づく製品受注の実現可能性、他製品の生産設備への転用可能性等に变化が生じた場合は、将来キャッシュ・フローの見積り額と実績に乖離が生じ、翌連結会計年度において、固定資産の金額が重要な影響を受ける可能性があります。

8. 追加情報

(会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の停滞等により、当社グループは主に自動車市場におきまして需要縮小の影響を受けておりましたが、2020年後半にかけ北米や中国市場を中心に持ち直したことを受けて、需要が回復基調にあります。

このような状況の中、感染状況の改善に伴い、需要は徐々に回復していくとの仮定のもと、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性などの会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は不確実性が高いため、上記仮定に変化が生じた場合には、将来における財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

64,730百万円

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
福岡県小郡市等	遊休資産	機械装置及び運搬具、建設仮勘定
島根県松江市	遊休資産	機械装置及び運搬具、建設仮勘定
シンガポール	遊休資産	機械装置及び運搬具
マレーシア	遊休資産	機械装置及び運搬具

当社グループは、原則として、事業用資産については管理会計上の事業区分を基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

対象資産は、当連結会計年度において将来の使用が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（412百万円）として特別損失に計上しております。

その内訳は、以下のとおりであります。

福岡県小郡市等 347百万円（内、機械装置及び運搬具185百万円、建設仮勘定161百万円）

島根県松江市 21百万円（内、機械装置及び運搬具7百万円、建設仮勘定13百万円）

シンガポール 41百万円（内、機械装置及び運搬具41百万円）

マレーシア 2百万円（内、機械装置及び運搬具2百万円）

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額を零として評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首株式数 (千株)	当連結会計 年度増加株式数 (千株)	当連結会計 年度減少株式数 (千株)	当連結会計 年度末株式数 (千株)
普通株式	18,722	-	-	18,722

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月30日 定時株主総会	普通株式	374	20	2020年 12月31日	2021年 3月31日
2021年8月6日 取締役会	普通株式	280	15	2021年 6月30日	2021年 9月2日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	648	35	2021年 12月31日	2022年 3月30日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主として銀行借入による方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当社グループでは社内ルールに従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクにさらされておりますが、同じ外貨建ての買掛金及び借入金との平準化に努めております。

投資有価証券である株式は、業務・財務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。当社グループでは定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクにさらされておりますが、同じ外貨建ての売掛金の残高との平準化に努めております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務、長期未払金は、営業取引及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	13,820	13,820	—
(2) 受取手形及び売掛金 (*1)	14,909	14,909	—
(3) 投資有価証券	61	61	—
資産計	28,790	28,790	—
(1) 支払手形及び買掛金	2,990	2,990	—
(2) 短期借入金 (*2)	5,070	5,070	—
(3) 未払金 (*3)	3,025	3,025	—
(4) 長期借入金 (*2)	11,665	11,587	△78
(5) リース債務 (*4)	2,313	2,354	40
(6) 長期未払金 (*3)	5,091	5,138	47
負債計	30,157	30,167	9

(*1) 受取手形及び売掛金の連結貸借対照表計上額及び時価は貸倒引当金 (1百万円) 控除後の金額であります。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金の連結貸借対照表計上額及び時価は長期借入金に含めております。

(*3) 1年内返済予定の長期末払金の連結貸借対照表計上額及び時価は長期末払金に含めております。

(*4) リース債務の連結貸借対照表計上額及び時価は流動負債及び固定負債を合算した金額であります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金、(5) リース債務、(6) 長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

- ・ 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,690百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、時価開示の対象としておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	3,060.94円
2. 1株当たり当期純利益	316.82円

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	27,656	流動負債	19,871
現金及び預金	6,047	支払手形	46
受取手形	1,239	買掛金	3,680
売掛金	11,390	短期借入金	5,070
製品	2,178	関係会社短期借入金	632
仕掛品	4,668	1年内返済予定の長期借入金	4,755
原材料及び貯蔵品	922	リース債務	189
前払費用	190	未払金	3,870
未収入金	477	未払費用	359
未収消費税等	461	未払法人税等	322
その他	84	前受金	70
貸倒引当金	△3	預り金	412
固定資産	41,308	賞与引当金	457
有形固定資産	28,710	その他の	3
建物	8,182	固定負債	11,558
構築物	856	長期借入金	6,720
機械及び装置	9,906	リース債務	540
車両運搬具	3	長期未払金	3,860
工具、器具及び備品	1,223	繰延税金負債	2
土地	3,348	退職給付引当金	215
建設仮勘定	5,190	その他	219
無形固定資産	505	負債合計	31,429
ソフトウェア	425	純資産の部	
ソフトウェア仮勘定	48	株主資本	37,528
その他	31	資本金	10,968
投資その他の資産	12,092	資本剰余金	10,492
投資有価証券	1,751	資本準備金	10,492
関係会社株式	6,834	利益剰余金	16,489
関係会社出資金	994	利益準備金	22
関係会社長期貸付金	2,037	その他利益剰余金	16,467
破産更生債権等	16	別途積立金	12,195
長期前払費用	44	繰越利益剰余金	4,272
その他	432	自己株式	△422
貸倒引当金	△19	評価・換算差額等	6
		その他有価証券評価差額金	6
資産合計	68,964	純資産合計	37,535
		負債・純資産合計	68,964

損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	56,458
売上原価	42,050
売上総利益	14,408
販売費及び一般管理費	11,993
営業利益	2,414
営業外収益	
受取利息	33
受取配当金	1,876
為替差益	766
不動産賃貸料	14
その他	29
営業外費用	
支払利息	173
債権売却損	3
コミットメントファイ	24
訴訟関連費用	66
その他	7
経常利益	4,859
特別損失	
減損損失	345
税引前当期純利益	4,513
法人税、住民税及び事業税	403
当期純利益	4,109

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
				別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	10,968	10,492	10,492	22	13,195	△182	13,034
事業年度中の変動額							
別途積立金の取崩			－		△1,000	1,000	－
剰余金の配当			－			△655	△655
当 期 純 利 益			－			4,109	4,109
自己株式の取得			－				－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			－				－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△1,000	4,454	3,454
当 期 末 残 高	10,968	10,492	10,492	22	12,195	4,272	16,489

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△0	34,495	13	13	34,508
事業年度中の変動額					
別途積立金の取崩		－		－	－
剰余金の配当		△655		－	△655
当 期 純 利 益		4,109		－	4,109
自己株式の取得	△421	△421		－	△421
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		－	△6	△6	△6
事業年度中の変動額合計	△421	3,033	△6	△6	3,026
当 期 末 残 高	△422	37,528	6	6	37,535

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

A. 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

B. 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

① 製品及び仕掛品

A. 量産品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

B. 金型・自動機及び半導体設備

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

③ 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～50年

機械及び装置 6年～12年

工具、器具及び備品 2年～8年

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び 過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

6. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

7. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2021年8月12日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

8. 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

9. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

10. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

11. 会計上の見積りに関する注記

電気・電子部品事業における固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
建設仮勘定(注1)	293
減損損失(注2)	142

(注1) 当事業年度の貸借対照表において建設仮勘定5,190百万円を計上しており、このうち293百万円は、電気・電子部品事業における製作中の生産設備(以下、製作中設備という。)です。

(注2) 当事業年度の損益計算書において減損損失345百万円を計上しており、このうち142百万円は、電気・電子部品事業における製作中設備に係る減損損失です。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

12. 追加情報

(会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の停滞等により、当社は主に自動車市場におきまして需要縮小の影響を受けておりましたが、2020年後半にかけ北米や中国市場を中心に持ち直したことを受けて、需要が回復基調にあります。

このような状況の中、感染状況の改善に伴い、需要は徐々に回復していくとの仮定のもと、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性などの会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は不確実性が高いため、上記仮定に変化が生じた場合には、将来における財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 37,215百万円

2. 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

保 証 先	保 証 金 額 (百万円)	う ち 外 貨 建
I-PEX SINGAPORE PTE LTD	48	569千シンガポールドル
IPEX GLOBAL MANUFACTURING (M) S D N . B H D .	36	1,320千マレーシアリングgit
I - P E X 島 根 株 式 会 社	256	—
合 計	341	—

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

短期金銭債権 3,009百万円

長期金銭債権 175百万円

短期金銭債務 1,954百万円

4. 取締役等に対する金銭債権又は金銭債務

金銭債務 103百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引	
売上高	13,447百万円
仕入高	16,720百万円
外注加工費	1,000百万円
販売手数料	1,061百万円
営業取引以外の取引	
受取利息及び配当金	1,907百万円
支払利息	16百万円
不動産賃貸料	9百万円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
福岡県小郡市等	遊休資産	機械及び装置、建設仮勘定

当社は、原則として、事業用資産については管理会計上の事業区分を基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

対象資産は、当事業年度において将来の使用が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（345百万円）として特別損失に計上しております。

その内訳は、機械及び装置184百万円、建設仮勘定161百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額を零として評価しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式	0	199	-	199

(注) 自己株式の株式数の増加199千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得199千株及び単元未満株式の買取り0千株による増加であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	139百万円
たな卸資産	80百万円
退職給付引当金	65百万円
役員退職慰労金	31百万円
子会社株式等評価損	276百万円
会員権評価損	20百万円
繰越欠損金	1,964百万円
減損損失	353百万円
その他	243百万円
繰延税金資産小計	3,175百万円
評価性引当額	△3,175百万円
繰延税金資産合計	－百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2百万円
繰延税金負債合計	△2百万円
繰延税金資産の純額	△2百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

会社名	関係	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
I-PEX SINGAPORE PTE LTD	子会社	(所有) 直接 100.0	仕入高	6,215	買掛金	419
			支払利息	16	短期借入金	632
			債務保証	48	—	—
IPEX GLOBAL MANUFACTURING (M) SDN. BHD.	子会社	(所有) 直接 100.0	債務保証	36	—	—
I-PEX ELECTRONICS (H.K.) LTD.	子会社	(所有) 直接 100.0	製品等の販売	2,258	売掛金	396
I - P E X 島 根 株 式 会 社	子会社	(所有) 直接 100.0	仕入高	3,320	買掛金	237
			受取利息	4	長期貸付金	700
			債務保証	256	—	—
爱沛精密模塑（上海）有限公司	子会社	(所有) 直接 100.0	仕入高	5,233	買掛金	976
			受取利息	20	長期貸付金	1,000
I-PEX (SHANGHAI) CO., LTD.	子会社	(所有) 間接 100.0	製品等の販売	3,175	売掛金	1,307

(注) 1. 取引金額には消費税等は含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

製品等の販売及び仕入取引における価格その他の取引条件は市場実勢等を勘案して決定しております。

資金の貸付及び借入取引における金利につきましては、市場金利に個々の情勢を勘案して決定しております。

3. 債務保証は、当社が銀行借入等に対して債務の保証を行ったものであり、保証料の受領はしておりません。

2. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	2,026.41円
2. 1株当たり当期純利益	219.88円

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月17日

I-PEX株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	尾 仲 伸 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	城 卓 男

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、I-PEX株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、I-PEX株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月17日

I-PEX株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	尾 仲 伸 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	城 卓 男

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、I-PEX株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第59期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、次の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査方針、監査計画、監査等委員会監査等基準等に従い、会社の内部統制に関与する部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月18日

I - P E X 株 式 会 社 監 査 等 委 員 会

監査等委員（社外取締役） 橋 口 純 一 ㊟

監査等委員（社外取締役） 庭 野 修 次 ㊟

監査等委員（社外取締役） 若 杉 洋 一 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、積極的な株主還元を実現するため業績連動を考慮した配当を実施していくことを基本方針としております。

当期の業績及び今後の事業展開並びに財政状況等を総合的に勘案した結果、期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金35円 総額 648,302,690円

なお、中間配当金15円を加えた当期の年間配当金は1株につき50円となり、前期と比べ1株につき25円の増配となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年3月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

ア 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

イ 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

ウ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。

エ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2)当社は、監査等委員会設置会社として、業務執行に係る迅速かつ果敢な意思決定を図るとともに、その実行を効率的に進めるため、執行役員制度を導入しております。そこで、定款において執行役員の位置づけを明確化し、従来は取締役(監査等委員である取締役を除く。)を対象としていた社長等の役職を執行役員に対して付与可能とするとともに、業務執行体制の一層の機動的・効率的な運営を図るため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

ア 変更案第14条第1項及び第2項は、株主総会の機動的な運営を可能にするため、株主総会の招集権者及び議長を取締役会決議によって決定する旨を定めるものであります。

イ 変更案第4章の見出し及び変更案第30条は、定款において執行役員の位置づけを明確化するため、執行役員に関する規定を新設するものであります。

ウ 現行定款第22条の見出しの一部及び第2項は、定款において執行役員の位置づけを明確化するため、これを削除するものであります。

エ 変更案第23条第1項及び第2項は、取締役会の機動的な運営を可能にするため、取締役会の招集権者及び議長を取締役会決議によって決定する旨を定めるものであります。

オ 変更案第31条は、執行役員に対して社長等の役職を付与可能とする規定を新設するものであります。

カ 上記の各変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第11条(条文省略)	第1条～第11条(現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第13条(条文省略)	第12条～第13条(現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第14条（招集権者および議長） 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> （新設）</p> <p>第16条～第18条（条文省略） 第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第21条（条文省略）</p> <p>第22条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p>第14条（招集権者および議長） 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により<u>予め取締役会で定めた取締役</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>当該取締役に差支えがあるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u> （削除）</p> <p>第15条（電子提供措置等） <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第18条（現行どおり） 第4章 取締役、取締役会および執行役員</p> <p>第19条～第21条（現行どおり）</p> <p>第22条（代表取締役） （現行どおり）</p> <p>（②削除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>第24条～第29条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第23条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>予め取締役会において定めた取締役</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>当該取締役に差支えがあるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>第24条～第29条（現行どおり）</p> <p><u>第30条（執行役員）</u></p> <p><u>当会社は、取締役会の決議によって、執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p><u>第31条（社長および役付執行役員等）</u></p> <p><u>取締役会は、その決議によって、執行役員の中から社長1名を定める。</u></p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって、執行役員の中から、役付執行役員を選定することができる。</u></p>
<p>第30条（監査等委員会の招集通知）</p> <p>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第32条（監査等委員会の招集通知）</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p>
<p>第31条（監査等委員会規則）</p> <p>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>	<p>第33条（監査等委員会規則）</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p>
<p>第32条（事業年度）</p> <p>当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p>	<p>第34条（事業年度）</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p>
<p>第33条（期末配当および基準日）</p> <p>当会社は、毎年12月31日を基準日として、株主総会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</p>	<p>第35条（期末配当および基準日）</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第34条（中間配当および基準日） 当社は、毎年6月30日を基準日として、取締役会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>第35条（配当金の除斥期間） 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条（条文省略） (新設)</p>	<p>第36条（中間配当および基準日） (現行どおり)</p> <p>第37条（配当金の除斥期間） (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条（現行どおり）</p> <p>第2条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置） <u>現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>③ 本附則第2条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（非業務執行取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬額改定の件

当社は、2019年3月27日開催の第56期定時株主総会において、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上及び株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（非業務執行取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対する中期業績に連動した株式報酬制度であるパフォーマンス・シェア・ユニット制度（以下「本制度」といいます。）を導入しています。そして、本制度に基づき対象取締役に対して当社普通株式を交付するための金銭報酬債権及び納税資金確保のための金銭は、各中期経営計画の対象期間である3事業年度（以下「対象期間」といいます。）の総額で、当社普通株式70,400株に交付時時価（各対象期間終了後における、本制度に基づく当社普通株式の交付に係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近日の終値））を乗じた額以内とし、また対象取締役に交付する当社の普通株式の総数は対象期間において35,200株以内（ただし、当社普通株式が株式分割、株式併合、株式無償割当等によって増減した場合、対象取締役全員に支給する金銭報酬債権と金銭の額の総額及び対象取締役全員に交付する当社普通株式の総数は、その比率に応じて調整する。）とすることについて、ご承認をいただいております。

今般、当社は、対象取締役の企業価値及び株式価値の持続的な向上に対する貢献意欲をさらに高め、株主の皆様との価値共有をより強く進めることを目的として、本制度に基づき対象取締役全員に対して支給する金銭報酬債権及び金銭の額の総額を、対象期間の総額で当社普通株式150,000株に交付時時価を乗じた額以内とし、また対象取締役全員に交付する当社普通株式の総数を、対象期間において75,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式が株式分割、株式併合、株式無償割当等によって増減した場合、対象取締役全員に支給する金銭報酬債権と金銭の額の総額及び対象取締役全員に交付する当社普通株式の総数は、その比率に応じて調整するものとし、）と改定させていただきたいと存じます。本議案に基づき対象取締役に対して付与される金銭報酬債権と金銭及び当社普通株式の概要は、後記の「＜業績連動型株式報酬の概要＞」のとおりですが、その内容については、対象取締役全員に支給する金銭報酬債権と金銭の額の総額及び対象取締役全員に交付する当社普通株式の総数以外は、2019年定時株主総会においてご承認をいただいた内容から特段の変更はございません。

本議案は、事業報告（18頁）に記載した当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に沿うものであり、指名・報酬委員会の審議及び答申を経て取締役会において決定されていること、また対象期間（3事業年度）に対象取締役に割り当てる当社普通株式の総数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.4%であり、その希釈化率は軽微であることから、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

なお、現在の対象取締役は5名であり、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は4名となります。

<業績連動型株式報酬の概要>

(1) 本制度の仕組み

本制度の具体的な仕組みは以下のとおりです。

- ① 当社は、各対象期間開始後3か月以内に行われる取締役会において、本制度において使用する数値目標（連結営業利益、連結ROE等）、業績連動係数、交付する当社普通株式の数及び金銭の額の算出にあたって必要となる指標等を当社取締役会において決定します。
- ② 当社は、各対象期間終了後、当該対象期間における当社業績等の数値目標の達成率に応じ、各対象取締役に交付する当社普通株式の数及び金銭の額を決定します。
- ③ 当社は、上記②で決定された各対象取締役に交付する当社普通株式の数に応じて、各対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で支給することにより、当該数の当社普通株式の交付を受けます。なお、当社普通株式の払込金額は、その株式発行又は自己株式の処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。
- ④ 上記③の当社普通株式の交付に伴って、各対象取締役に納税費用が発生するため、当社は、各対象取締役に対し、納税資金確保のため、上記③の金銭報酬債権に加えて、上記②で決定された金銭を支給します。

(2) 本制度に基づき対象取締役に交付する当社普通株式の数及び支給する金銭の額の算定方法

当社は、以下の①、②の計算式に基づいて、各対象取締役に交付する当社普通株式の数及び金銭の額を算定します。

- ① 各対象取締役に交付する当社普通株式の数
基準ユニット数（※1）×交付割合（※2）×50%
- ② 各対象取締役に支給する金銭の額
基準ユニット数（※1）×交付割合（※2）×50%×交付時株価
※1 当該対象取締役の職位を考慮して、当社取締役会において決定します。
※2 連結営業利益、連結ROE等による各対象期間の数値目標達成率に応じて、当社取締役会において定める方法により0%から200%の範囲で算定されます。

なお、対象取締役全員に対する上記(1)③の金銭報酬債権及び上記(1)④の金銭の額の総額は、各対象期間である3事業年度総額で、当社普通株式150,000株に交付時時価を乗じた額を上限とします。また、当社が対象取締役全員に対し上記(1)③に基づき交付する当社普通株式の総数は、各対象期間において75,000株を上限とします。ただし、本議案が承認可決され

た日以降、当社普通株式が株式分割、株式併合、株式無償割当等によって増減した場合、対象取締役全員に支給する金銭報酬債権と金銭の額の総額及び対象取締役全員に交付する当社普通株式の総数は、その比率に応じて調整するものとします。

(3) 対象取締役に対する当社普通株式の交付要件

本制度において、各対象期間が終了し、以下の要件を満たした場合には、各対象取締役に対し上記(2)記載の算定方法に従い当社普通株式の交付及び金銭の支給を行います。当社が当社普通株式を交付する際は、当社による株式発行又は自己株式の処分により行われ、当社普通株式を支給する対象となる取締役及び当該株式発行又は自己株式の処分に係る募集事項は、各対象期間経過後の当社取締役会において決定します。

- ① 各対象期間中に対象取締役が継続して当社の取締役として在任したこと(※)
- ② 当社取締役会において定める一定の非違行為がなかったこと
- ③ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

※ 対象取締役が対象期間中に退任する場合には、対象期間における退任時までの在任期間に応じて取締役会において定める合理的な方法に基づき按分したユニット数に応じた当社普通株式及び金銭を交付、支給します。また、対象期間中に新たに就任した取締役についても、在任期間に応じて按分したユニット数に応じた当社普通株式及び金銭を交付、支給します。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会において検討がなされましたが、特に指摘すべき事項はないとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	つちやま たかほる 土山 隆治 (1959年4月29日生)	1982年3月 当社入社 2000年6月 当社取締役工機事業部長 2007年4月 当社取締役コンポーネンツ事業本部長 2009年4月 当社取締役自動車部品事業本部長 2013年3月 当社常務取締役自動車部品事業本部長 2017年1月 当社常務取締役コンポーネンツ事業グループ長兼自動車部品事業本部長 2019年1月 当社常務取締役営業本部長 2019年6月 当社代表取締役社長営業本部長 2021年1月 当社代表取締役社長 2022年1月 当社代表取締役社長執行役員 現在に至る (重要な兼職の状況) 爱沛精密模塑(上海)有限公司董事長	40,200株
	<p>【候補者とした理由】 複数の事業本部長を歴任し豊富な経験と知見を有しており、2019年6月からは代表取締役社長として、また2022年1月からは代表取締役社長執行役員として、当社グループの企業価値向上に向けてリーダーシップを発揮しております。また、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長を実現するために取締役候補者として適任であると判断いたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	緒方健治 (1958年4月2日生)	1983年11月 当社入社 2001年6月 当社取締役第一技術開発部長 2007年4月 当社取締役設備事業本部長 2010年9月 当社取締役副事業統括兼技術開発本部長 2013年3月 当社常務取締役副事業統括兼技術開発本部長 2013年4月 当社常務取締役技術開発本部長兼精密部品事業部・設備事業部担当 2015年1月 当社常務取締役技術開発本部長 2021年1月 当社常務取締役技術開発統括部長 2022年1月 当社取締役常務執行役員技術開発統括部長 現在に至る	39,800株
<p>【候補者とした理由】 事業本部長及び技術開発本部長を歴任し豊富な経験と知見を有しており、2022年1月からは取締役常務執行役員として経営手腕を発揮しております。また、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長を実現するために取締役候補者として適任であると判断いたしました。</p>			
3	原昭彦 (1963年8月22日生)	1985年8月 当社入社 2007年3月 当社コネクタ事業本部電子部品事業部長 2012年1月 当社アイパックス事業本部電子部品事業部長 2012年3月 当社取締役アイパックス事業本部電子部品事業部長 2017年1月 当社取締役アイパックス事業副本部長 2019年1月 当社取締役コネクタ事業本部長 2020年4月 当社常務取締役コネクタ事業本部長 2021年1月 当社常務取締役電子部品事業部長 2022年1月 当社取締役常務執行役員電子部品事業部長 現在に至る	6,800株
<p>【候補者とした理由】 電子部品事業部長として国内外の生産現場を統括し豊富な経験と知見を有しており、2022年1月からは取締役常務執行役員として経営手腕を発揮しております。また、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長を実現するために取締役候補者として適任であると判断いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	小西 玲 仁 (1971年9月1日生)	1996年7月 当社入社 2003年12月 株式会社アイペックス（現当社） 出向 2014年1月 当社アイペックス事業本部営業統括部マーケティング部長 2017年1月 当社マーケティング統括部長 2018年1月 当社執行役員マーケティング統括部長 2021年1月 当社執行役員経営企画室長 2021年3月 当社取締役経営企画室長 2022年1月 当社取締役執行役員経営企画統括部長 現在に至る	100,000株
<p>【候補者とした理由】 営業部門ならびに経営企画部門の責任者を歴任し豊富な経験と知見を有しており、2022年1月からは取締役執行役員として事業の発展に手腕を発揮しております。また、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長の実現に重要な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者として適任であると判断いたしました。</p>			

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意による犯罪行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。
- なお、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、今後当該保険契約は更新することを予定しています。また、保険料は全額当社が負担することとしております。

【ご参考】本総会終結後の取締役会の構成及びスキル・マトリックス

本総会において第4号議案が原案どおり承認可決された場合、本総会終結後の取締役会の構成及び各取締役に特に期待する専門性と経験は以下のとおりです。

当社における 地位・担当	氏名	特に期待する専門性・経験					
		企業 事業経営	グローバル 経験	財務会計 ・法務	営業・ マーケティング	製造・ 開発	ガバナンス
代表取締役 社長執行役員	土山隆治	○			○	○	
取締役 常務執行役員 技術開発統括部長	緒方健治	○			○	○	
取締役 常務執行役員 電子部品事業部長	原昭彦	○				○	
取締役 執行役員 経営企画統括部長	小西玲仁	○	○	○	○		
社外取締役 (監査等委員)	橋口純一	○	○		○		○
社外取締役 (監査等委員)	庭野修次	○		○			○
社外取締役 (監査等委員)	若杉洋一			○			○

(注) 上記の一覧表は、取締役の有するすべての専門性と経験を表すものではありません。

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区港南1丁目2番70

品川シーズンテラス タワー棟3階 カンファレンス

TEL：03-6433-1905



(交通のご案内) ・JR品川駅 港南口 (東口) より、徒歩6分

・京浜急行電鉄品川駅 高輪口より、徒歩9分

(お願い) ・駐車場をご用意しておりませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。